（自動車等使用者の支給額）

第八条の二　給与法第十二条第二項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	片道五キロメートル未満	二千円
二	片道五キロメートル以上十キロメートル未満	四千二百円
三	片道十キロメートル以上十五キロメートル未満	七千三百円
四	片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満	一万四百円
五	片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	一万三千五百円
六	片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	一万六千六百円
七	片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	一万九千七百円
八	片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	二万二千八百円
九	片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	二万五千九百円
十	片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	二万九千百円
十一	片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	三万二千三百円
十二	片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	三万五千五百円
十三	片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満	三万八千七百円
十四	片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満	四万二千二百円
十五	片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満	四万五千七百円
十六	片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満	四万九千二百円
十七	片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満	五万二千七百円
十八	片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満	五万六千二百円
十九	片道九十キロメートル以上九十五キロメートル未満	五万九千六百円
二十	片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満	六万三千円
二十一	片道百キロメートル以上	六万六千四百円

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の三　（略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同条第二項第一号に定める額

三　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）　同条第二項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条　（略）

2　（略）

（新設）

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二　（略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第一号に定める額

三　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）　同項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条　（略）

2　（略）